

## バリアフリー新法の取扱いについて

バリアフリー新法（高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））の義務づけの対象となる建築物については、以下の資料を提出してください。

### バリアフリー新法の義務付け対象となる建築物

以下の用途に係わる床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（18を除く）  
（床面積について、条例により別の定めがあります。）

- 1 盲学校、聾学校又は養護学校
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場
- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 9 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）
- 10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 11 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 12 博物館、美術館又は図書館
- 13 公衆浴場
- 14 飲食店
- 15 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 16 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 17 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 18 公衆便所（50平方メートル以上）
- 19 公共用歩廊

以下の20～29の用途に係わる建築物に対して、条例により義務付け対象の追加が行われている場合があります。

- 20 学校（1.の用途を除く。）
- 21 卸売市場
- 22 事務所（8.の用途を除く。）
- 23 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 24 保育所等（9.の用途を除く。）
- 25 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（11.の用途を除く。）
- 26 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 27 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 28 工場
- 29 自動車の停留又は駐車のための施設（17.の用途を除く。）